

審議会等の会議録

会議の名称	令和5年度第3回座間市立図書館協議会		
開催日時	令和6年2月19日（金） 13時30分～15時30分		
開催場所	図書館2階 会議室		
出席者	協議会委員 5名 遠藤会長、中村副会長、石田委員、鍛冶山委員、那須委員 事務局 4名（飯田図書館長、大津久図書係長、野口主事）		
事務局	教育部図書館		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0人
非公開・一部公開とした理由			
案件等	○会長あいさつ ○議題 1 座間市立図書館条例施行規則改正の報告 2 座間市立図書館予約及びリクエスト実施要項（案）について 3 その他		
資料の名称	座間市立図書館条例施行規則 座間市立図書館予約及びリクエスト実施要項（案）		
	<p>・館長あいさつ 本日は冊数制限について再度審議いただきたく会議を開催いたします。</p> <p>・会長あいさつ 年明けに大きな災害がありました。昨日のニュースでは能登の図書館の本が全部落ちてしまい大変なことになったが、次の日には元通りの棚に戻されたということすごいと思いました。東日本大震災の時に座間の図書館でも本が落ちたことを思い出し、災害の恐ろしさを改めて思いました。</p> <p>（議長）これまでの経過を振り返ってみました。昨年冊数制限の</p>		

	<p>アンケートが実施され、11月にその報告がありました。それを踏まえて、座間市立図書館条例施行規則の改正の提案説明がありました。</p>
<p>議題1</p>	<p>議題1 座間市立図書館条例施行規則改正の報告について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 事務局より説明。</p> <p>(議長) ただ今の報告について、質問があれば挙手願います。特にないようですので、次の議題に移ります。</p>
<p>議題2</p>	<p>議題2 座間市立図書館予約及びリクエスト実施要項(案)について、事務局からお願いいたします。</p> <p>(事務局) 事務局より説明。</p> <p>○内容についての質疑応答</p> <p>委員> 罰則規定はないのでしょうか。</p> <p>委員> 今後を見据えて効力を増すためにも罰則を考えていくことも必要ではないか。</p> <p>事務局> 「貸出を無効にすることができる」という項目があります。また、予約取り置き期間が過ぎてしまうと予約の取り消しを行います。</p> <p>委員> 古い貸出券の対応はどうなっていますか。</p> <p>事務局> 何年たっても貸出番号は生きていますのでカードの作り替えをすることはありません。</p> <p>委員> 予約取り置きの期間を過ぎてしまった場合はもう一度同じものを予約することになりますか？</p> <p>事務局> おっしゃる通りです。</p> <p>委員> 紛失に対する対応はいかがでしょうか。</p> <p>事務局> 紛失弁償の場合は、まず現物を用意していただくこととしています。現物が手に入らない場合は、本の購入したときの価格を支払っていただくこととなります。</p> <p>委員> 予約取り置きで連絡不要の方の取り置き対応はいかがでしょうか。</p> <p>事務局> 連絡不要の方についても、取り置きは他の方と同じ期間となります。</p>

委員>今後、貸出券を紛失した場合の再発行が有料になるのでしょうか。

事務局>有料とする予定はありません。尚、当館では貸出券を紛失した場合でもすぐに新たな券を作ることはせず、まずは仮貸出券という券を出しています。ある程度の期間はそれを使っただき、その間に券がみつからなければ再発行しています。データは新しい券に引き継がれます。

委員>貸出、予約の変更について、周知はどうなっていますか。

事務局>館内にポスターを張り出しています。チラシは利用者へ手渡しています。公民館図書室でもカウンターで直接手渡しをお願いしています。図書館ホームページ、広報ざまにも掲載しています。LINEでも情報を流したところです。

(議長) 質問、意見などが出そろったようなので、議題2について承認いただける方は拍手をお願いいたします。

—全員一致で承認される。

(議長) ほかに何か話しておきたいことなどありますでしょうか。特にないようでしたら議題についてはこれで終わります。

2年間、図書館協議会として諮問や条例改正などについての話し合いなど大きな議題が多かったと思います。委員のみなさん、事務局のみなさんお疲れさまでした。

その他

(事務局) エレベータは現在、工事のため使用できない状態です。工事は2月20日まで、引き渡しは2月末を予定しています。利用者のみなさんには2月20日まで利用できないことを周知しています。

東地区文化センターの休館に伴う対応については落ち着いて行われております。東地区文化センター利用者からは不便だという声は上がっています。

(委員) 図書館職員の人数が少ないと思うのですが、いかがでしょうか。また、異動が激しく、担当が定着していないように思います。この点についてはどうお考えでしょうか。

(館長) 職員数については今年度一人増員になっております。職員の定着については人事の部分もあるので、図書館の一存では難しいところです。

(委員) 図書館の職務は専門性が要求されるといことを認識し、司書資格のある職員を増やしていただきたいです。

(事務局) 事務量の多い担当については人数を増やして対応しています。新任職員、新任会計年度職員が増えていることは事実で、これまで以上に研修が必要と考えております。司書採用は今年度も行われていないが、人事担当課に要請していきます。

(委員) 答申においても、司書を増やしてほしいということを意見しているが、反映されていないように思う。図書館を直営で運営していくのであれば司書採用は必須と考えます。このまま図書館が衰退していくのではないかと心配しています。

(委員) 図書館で行われている『読み聞かせボランティア』に交通費くらいは出すことができないでしょうか。若い母親たちは働いている人が多く、無償で読み聞かせを行うことが難しくなっています。ボランティア活動を広げるためにも謝礼が必要ではないでしょうか。

(事務局) 現時点では謝礼を出す予算がありません。予算については3月議会で確定しますので来年度1回目の協議会でお示しできると思います。

(委員) 図書館事業に理解がある職員の配属を求めます。

(事務局) 図書館は市民の生活に直結しているので、重視してほしいと引き続き訴えていきます。

(委員) この条例規則についての今後の流れはどうなりますか。

(事務局) 2月14日の教育員会に議案として提出し承認を経て、3月から動き出すということになります。

今回のメンバーではこれで会議が終了となります。

今後ともご協力をお願い申し上げます。

—終了